

# 法定協議会設置に関する住民発議と住民投票について

例：A町・B町・C村の法定協議会の設置を請求する場合

【方法 その1】合併特例法 第4条の2 による方法

3町村の住民が、それぞれ1/50以上の署名を収集して、各首長に「3町村での法定協議会設置(同一内容の請求であることが要件)」を請求

全ての首長は、「3町村での法定協議会設置」について議会に諮らなければならない。

全ての議会が可決

法定協議会設置

A町議会が否決。他は可決。 \* 1

A町長が  
住民投票を決定

住民投票

過半数の賛成  
があれば、

法定協議会設置

A町の住民が  
1/6以上の署名を収集して、  
A町長に  
住民投票の実施を請求

手続き終了

【方法 その2】合併特例法 第4条 による方法

